

平成25年6月17日

当座勘定取引先 御中

日 本 銀 行

「日本銀行が行う損傷現金の引換えに
関する取扱手続」の一部改正について

日本銀行では、引換手続きの円滑な処理を図る観点から、窓口で提出を受ける引換依頼書の正当性が別途確認できた場合は、来店した方の本人確認を省略し得る扱いとしました。つきましては、「日本銀行が行う損傷現金の引換えに関する取扱手続」の一部を別紙のとおり改正のうえ、平成25年7月1日から実施することとしましたので通知します。

なお、改正後の「日本銀行が行う損傷現金の引換えに関する取扱手続」につきましては、上記実施日に、本ホームページに掲載します。

以 上

「日本銀行が行う損傷現金の引換えに関する取扱手続」中一部改正

- 6. (4) を横線のとおり改める。

6. 引換手続

(4) 日本銀行は、来店した方の本人確認を必要に応じて行うほか、損傷現金の損傷経緯をお伺いすることがあります。